

# はんだ子育て応援ハンドブック官民協働発行事業事業者選定委員会設置要領

## 1 委員会の設置

はんだ子育て応援ハンドブックを官民協働事業により発行する事業者について、企画提案の審査による選定を行うため、はんだ子育て応援ハンドブック官民協働発行事業事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 委員の構成

委員会は、別表に掲げる職員をもって構成するものとする。

## 3 委員長の選任及び職務

- (1) 委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、子ども未来部長をもって充てる。
- (3) 委員長は、委員会の会務を総括する。

## 4 委員会の招集

委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

## 5 委員会

- (1) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- (2) 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (3) 委員会は、非公開とする。

## 6 庶務

委員会の庶務は、子ども未来部子ども育成課において処理する。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第2条関係）

所 属	職 名
子ども未来部	子ども未来部長
企画部	企画課長
総務部	財政課長
子ども未来部	子ども育成課長
子ども未来部	子育て相談課長
子ども未来部	幼児保育課長